

第9回教育委員会

平成29年3月30日
午前 10 時
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第63号 教育委員会所管の学校の教育職員の評価・育成システムの実施
に関する規則を廃止する規則案

議案第 63 号

教育委員会所管の学校の教育職員の評価・育成システムの実施に
関する規則を廃止する規則案

教育委員会所管の学校の教育職員の評価・育成システムの実施に関する規則
(平成25年大阪市教育局規則第31号) は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

教育委員会所管の学校の教育職員の評価・育成システムの実施に
関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の 2 第 1 項及び大阪市立学校活性化条例（平成25年大阪市条例第31号）第11条の規定に基づき、教育委員会が所管する学校（以下、「学校」という。）に勤務する教職員の意欲・資質能力の向上、教育活動等の充実及び学校の活性化に資すること並びに評価の結果を給与に適正に反映することを目的とする評価・育成システム（以下「システム」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(対象となる教職員の範囲)

第 2 条 システムは、学校に勤務する教職員のうち、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第 4 条第 1 項第 2 号アに掲げる高等学校等教育職給料表、同号イに掲げる小学校・中学校教育職給料表及び同号ウに掲げる幼稚園教育職給料表の適用を受ける者（以下「市費負担教員」という。）について実施する。ただし、教育委員会の指定する市費負担教員を除く。

(育成（評価）者)

第 3 条 育成（評価）者は、次のとおりとする。

校種	被評価者	育成（評価）者
高等学校	校長、准校長	教育長
	教頭、教諭、養護教諭、実習助手	校長、准校長
幼稚園	園長	教育長
	教諭、養護教諭	園長

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第 1 項の規定に基づき大

阪府立支援学校に派遣される者の育成（評価）者は教職員人事担当課長とする。

- 3 教育委員会は、必要に応じ、別に定めるところにより、一次評価者をおくことができる。

（苦情の申出）

第4条 市費負担教員は、評価の結果に苦情があるときは、別に定める方法により、苦情の申出をすることができる。

（評価の報告等）

第5条 校長、准校長及び園長は、評価（校長、准校長及び園長の評価を除く。）の結果について教育委員会に報告するものとする。

- 2 教育委員会は、評価の内容について確認し、必要であると認める場合は、育成（評価）者に再評価をさせるものとする。

（府費負担教職員に係る規定の準用）

第6条 第2条から前条までに規定するもののほか、システムの実施については、府費負担教職員の評価・育成システムの実施に関する規則（平成16年大阪府教育委員会規則第13号。以下「府システム規則」という。）第3条から第11条まで（第7条及び第9条を除く）の規定を準用する。この場合において、府システム規則第6条第2項中「市町村教育委員会教育長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、システムの実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

教育委員会所管の学校の教育職員の評価・育成システムの実施に 関する規則の廃止について

1 廃止の理由

平成 29 年 4 月 1 日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行されることに伴い、府費負担教職員の給与負担等の権限が移譲されることとなった。本市では、学校活性化条例において、市費負担教員の人事評価は府費負担教職員に準じて規則で定めることとされていたが、同条例の一部改正による当該規定の廃止に伴い、本規則を廃止する。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日